

2026.08.03

ESG リスクトピックス <2026 年度第 5 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<サプライチェーン・マネジメント>

○調達も「ネイチャーポジティブ」へ、環境省が実践ガイドラインを公表

（参考情報：2026 年 7 月 14 日付、環境省 Web サイト：https://www.env.go.jp/press/press_05290.html）

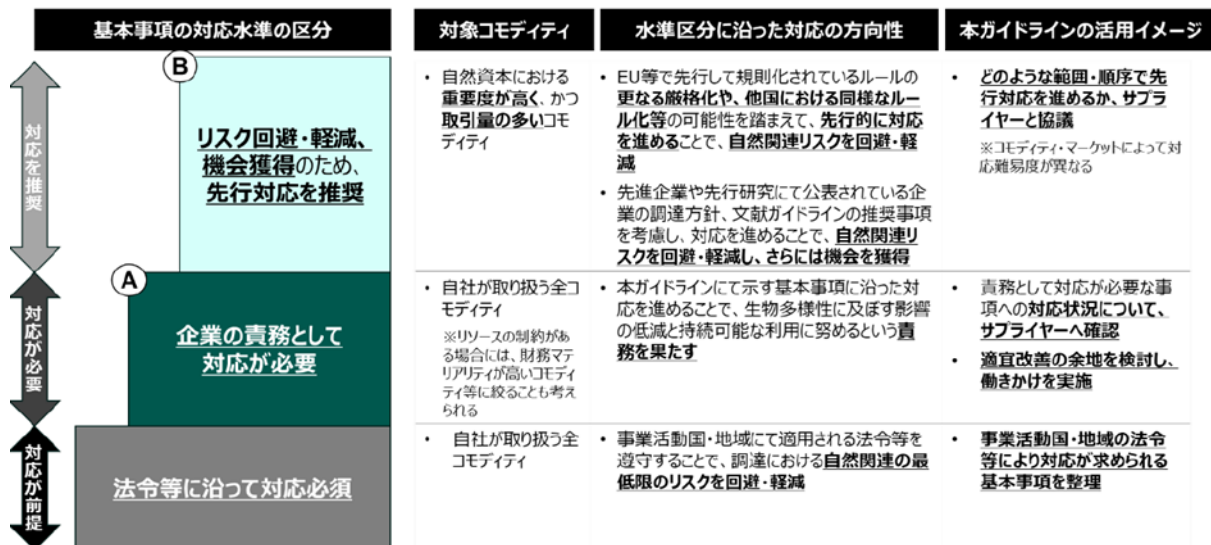
環境省は 2026 年 7 月 14 日、「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」を公表した。本ガイドラインは企業の調達において生じる自然関連の経営リスクに備え、対応するためのもの。自然資本の損失が、原材料の調達難や価格上昇、規制対応、レピュテーション低下、操業停止といった経営リスクにつながる恐れがあることを踏まえ、調達の場面で押さえるべき基本事項を整理した。原案は 2026 年 6 月に公表され、パブリックコメントの募集を経て確定版となった。企業での活用は任意とされている。

ガイドラインでは、法令遵守を前提に、企業に求められる対応を下表のとおり「A：事業者の責務として対応が必要」と「B：先行対応を推奨」の 2 つの水準に区分し、段階的に取り組みを進めることを提示している。それぞれの水準区分は図 1 のとおりで、A 区分の事項は早期の対応が必要であり、財務マテリアリティや自然へのインパクト評価に基づいて優先順位の高いコモディティから取り組みながらも、最終的には全コモディティを対象とすべきとしている。B 区分では、自社とバリューチェーンのリスク回避・軽減や機会獲得のために先行して取り組むことが推奨される事項が挙げられている。自然関連課題として重要度が高く、かつ取引量の多いコモディティについては優先的に取り組むことが推奨されており、そうした重要度の高いコモディティの一例として、Science Based Targets Network（SBTN）が挙げる High Impact Commodity List* に含まれるものを示している。

<表 企業に求められるネイチャーポジティブ実践の基本事項の概要>

A：事業者の責務として対応が必要	B：先行対応を推奨
✓ 調達方針の策定	✓ サプライヤーエンゲージメント方針・戦略の策定
✓ 目標・KPI 設定およびコミットメントの提示	✓ 先住民の社会および地域社会（IPLC）等に関する人権方針やエンゲージメント活動の説明
✓ サプライチェーン上のリスクの抽出・評価	✓ 自然資本の損失回避・軽減
✓ 透明性・トレーサビリティの確保	✓ 自然資本の保全・回復・創出に積極的に取り組むサプライヤーからの調達
✓ 損失回避・軽減に向けた計画を策定済みのサプライヤーからの調達	✓ 取り組みの実施状況や自然の状態の定量測定
✓ 自然資本の損失に寄与しないサプライヤーからの調達	✓ 情報開示
✓ 取り組みの実施状況の把握	✓ 消費者等への周知

<図1 基本事項の対応水準の区分>

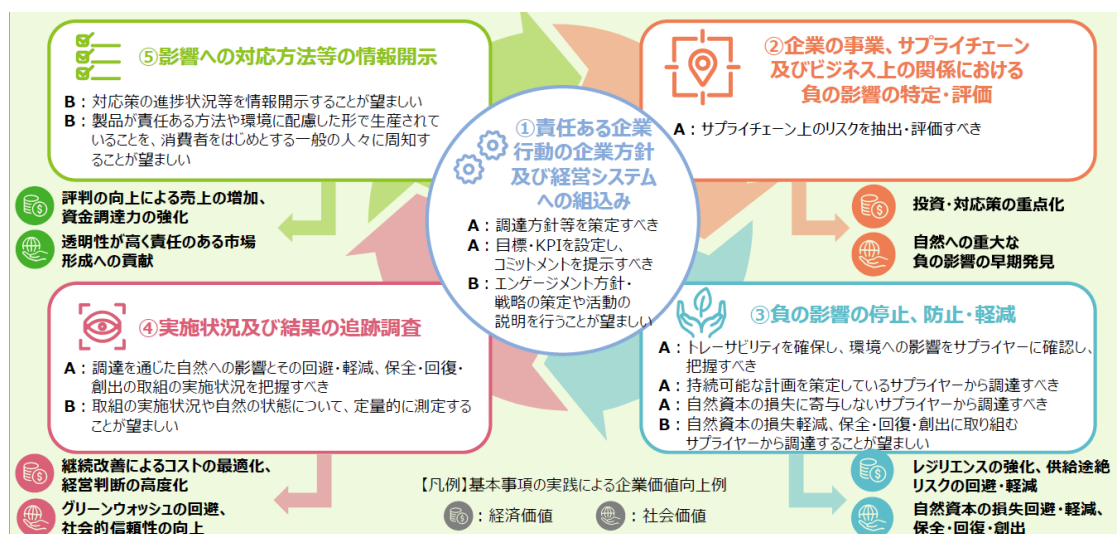


コモディティ・マーケットによって状況・対応難易度が異なるため、
水準区分について、厳密にはサプライヤーとも協議しつつ個社判断が必要

出典：環境省「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」

ガイドライン内では、調達において企業が求められる基本事項を「責任ある企業行動のためのOECD デューデリジェンス・ガイダンス」で挙げられる「企業行動として求められるプロセス」に基づいて整理している（図2）。基本事項は、先行企業事例をもとに方針・経営システムへの組み込みから、影響への対応方法等の情報開示までの各プロセスでの取り組みをまとめたものだ。あわせて、トレーサビリティ確保の考え方として、サプライチェーンにおける自然資本関連情報を、どのような流れで、どの水準まで把握するかについても示している。また、別紙には各基本事項に関連する指標一覧が用意されており、サプライチェーン管理に適した TNFD や GRI 101 の開示指標が紐づけされている。

<図2 調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項の概要>



出典：環境省「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン（概要）」

これらの内容を踏まえると、本ガイドラインは、サプライチェーンにおける環境デューデリジェンスおよびマネジメントの基本水準を示すものといえる。今後、サプライチェーン上の取り組みを進める企業にとって、どの水準まで対応すべきかを示す道標となるだろう。さらに、企業に求められる基準を共有する資料として、今後サプライヤーとの対話を進める際のコミュニケーション・ツールとしての活用も期待される。

また、2026年6月に環境省は「バリューチェーンにおける環境デュー・デリジェンスの実践**」を公表しており、その一環としてサプライチェーンにおける取り組みをまとめている。本書においても図2に示すプロセスに沿って取り組みを進めることを解説している一方で、このプロセスは必ずしも実務上の着手順序を規定するものではないことを指摘しており、着手しやすい次の段階から取り組む選択肢も挙げている。初期段階の「①企業方針および経営システムへの組み込み」の検討において、方針に反映すべき具体情報が不足している場合が多く企業でみられ、停滞しやすいことを挙げ、「②負の影響・リスクの特定・評価」から進めていくことも有効と説明している。

これらの文書間で一貫しているポイントは優先順位をつけたうえで、着手可能な内容から取り組みを進めていくことであろう。企業としては、まずは最初から完璧を目指さず、サプライチェーンにおける重要領域から段階的に進めることが求められる。

* High Impact Commodity List

環境・社会面での影響が大きいコモディティを整理した一覧。企業にとっては、サプライチェーンにおける森林減少、生物多様性、人権、水資源等のリスクを把握し、優先的に対応すべき調達対象を特定するための参考情報となる。

** 環境省「バリューチェーンにおける環境デュー・デリジェンスの実践」2026年6月30日掲載、2026年7月16日最終アクセス

https://www.env.go.jp/press/press_05213.html

<環境情報開示、ESGレーティング、自然資本>

OCDP、2026年開示サイクルから6つ目の環境テーマである「海洋」関連項目を追加

(参考情報：2026年6月5日付 <https://www.cdp.net/en/press-releases/cdp-expands-environmental-disclosure-system-to-include-ocean-data-for-the-first-time>)

企業や自治体による環境情報開示を推進する国際的な非営利団体CDPは2026年6月5日、2026年の企業向け質問書において、「海洋」関連項目を追加すると発表した。これにより「海洋」は、「気候変動」、「フォレスト」、「ウォーター」、「生物多様性」、「プラスチック」に続く6つ目の環境開示テーマとなる。CDPは、海洋が世界貿易や経済を支える一方で、海洋生態系の劣化が進み、企業、投資家、政策当局等の意思決定に必要な海洋関連データが不足していることを背景に、海洋に関する開示の拡張を進めるとしている。

新設・拡張される設問では、企業の海洋への依存、インパクト、リスク、機会に加え、目標設定、サプライヤー・エンゲージメント、取締役会レベルの監督、事業戦略・財務計画への影響、環境方針等が問われる。質問書上の位置付けをみると、2026年時点では「海洋」に関連する追加・変更は限定的である*。CDPのコーポレート完全版質問書は13モジュールで構成され、モジュール1~6および13は各環境テーマに共通する統合モジュール、モジュール7~11は「気候変動」「フォレスト」「ウォーター」「プラスチック」「生物多様性」の各テーマの環境パフォーマンス開

示に特化したモジュールである（モジュール 12 は金融機関向け）。2026 年時点では「海洋」専用の環境パフォーマンス・モジュールは追加されておらず、「海洋」関連の追加は主に統合モジュールの既存設問への項目追加や選択肢追加として整理されている。例えば、取締役会・経営層によるガバナンス体制に関する設問群（4.1～4.4）では、海洋関連課題を経営レベルで管理・監督する体制の有無を確認する項目が追加された。また、バリューチェーン・エンゲージメントに関する設問 5.11 では、海洋関連課題についてサプライヤー等のバリューチェーン上のステークホルダーと対話・働きかけを行っているかも確認項目に加えられている。一方、企業の海洋目標に関しては新規設問が追加されている。具体的には、設問 5.16「報告年度において有効な海洋関連目標の有無」と、設問 5.16.1「貴組織の海洋関連目標およびその進捗状況の詳細」が新設され、目標の有無、設定していない場合の理由、目標のカテゴリー、関連する国際条約・イニシアチブ・枠組みとの整合、進捗状況等を問う構成となっている。これは、CDP が海洋についても単なるリスク認識にとどまらず、目標設定とモニタリングを通じたマネジメントサイクルに関する開示を企業に促し始めたことを示唆している。ただし、CDP2026 の段階では「海洋」テーマはスコアリング対象ではないため、2026 年における実務上の対応は、今後のスコアリング対象化や専門モジュール追加の可能性を見据え、自社事業と海洋との接点、海洋関連リスクのマネジメント体制、目標の有無を整理するための準備段階と位置付けられる。

*CDP「CDP 2026 質問書」2026 年 7 月 15 日最終アクセス

<https://myportal.cdp.net/guidance?locale=ja>

<サステナ開示>

OGPIF がインパクト投資の報告書を公表 国内では急拡大、欧米機関投資家は戦略の可視化を志向
（参考情報：2026 年 6 月 15 日付 GPIF HP: <https://www.gpif.go.jp/investment/research/commission/>）

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は 2026 年 6 月 15 日、「インパクト投資に関する調査研究」を公表した。

報告書は、インパクト投資について「金融的リターンを得ながら、測定可能な社会的・環境的インパクトを生み出すことを意図する投資」と定義。インパクト投資の概念や市場や業界団体の動向、各国の政策・規制、インパクトファンド、海外年金基金の取り組みを整理している。あわせて、現状について、日本国内のインパクト投資が急速に拡大する一方、その成果をどのように生み出し、測定し、投資判断につなげるかという実装上の課題を指摘している。

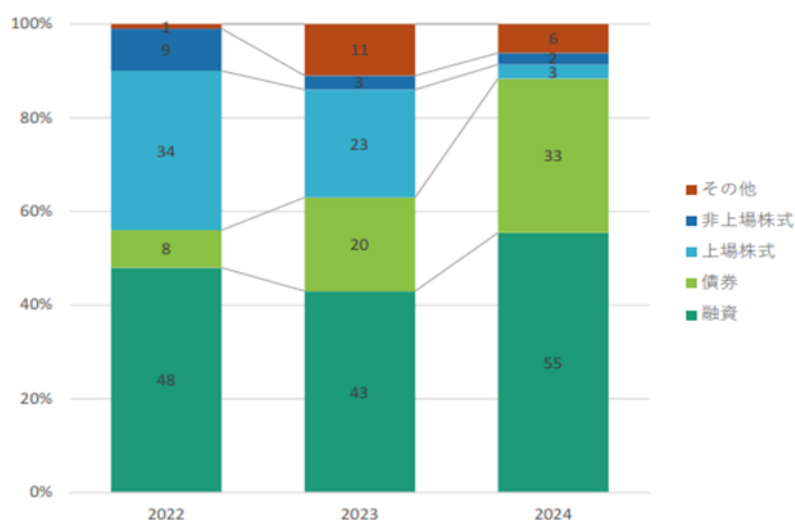
インパクト投資は、環境・社会・ガバナンスなどを幅広く投資判断に取り込む「サステナブル投資」の一角。全体の中では、なお限られた規模にとどまるものの、インパクト投資は、金融的リターンと並行して測定可能な社会的・環境的効果の創出を明確に意図する投資として、存在感を急速に高めている。

報告書は、各種統計などから、国内の投資残高を、2024 年度で 17 兆 3,016 億円と試算。前年比では約 1.5 倍増、2020 年度（5,126 億円）からの 4 年間では約 34 倍に拡大した格好だ。

国内市場の構成をみると、資産クラス別では融資と債券が投資残高の 8 割以上を占める。融資には、ポジティブ・インパクト・ファイナンスやサステナビリティ・リンク・ローンなどが含まれ、日本では銀行を中心とする間接金融が市場拡大をけん引していると読み取れる。

<表1 国内インパクト投資の資産クラス別の割合>

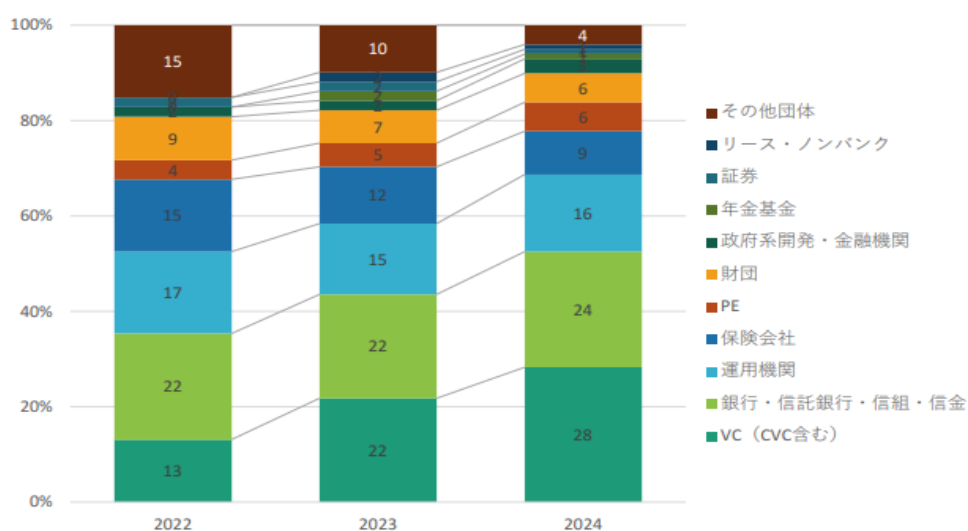
インパクト投資の資産クラス別投資残高割合の推移（日本）



出典：GPIF「「インパクト投資に関する調査研究」報告書

<表2 国内インパクト投資のプレーヤー別の割合>

インパクト投資のプレイヤー種類別割合の推移（日本・数ベース）

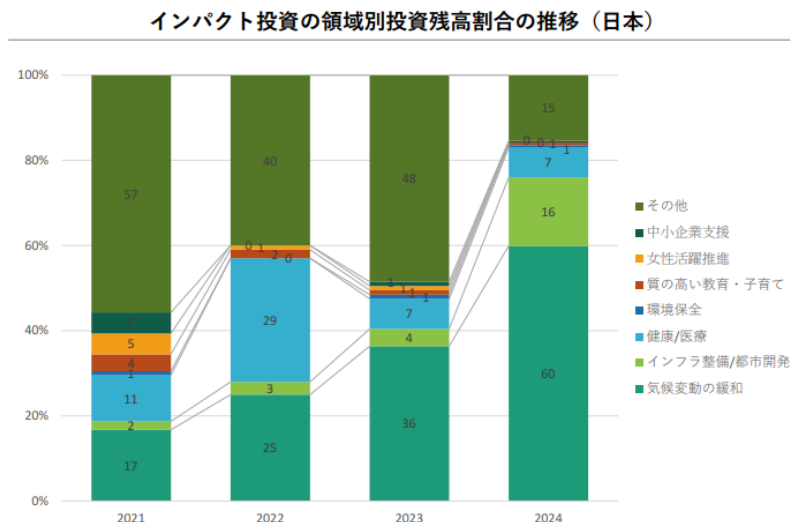


出典：GPIF「「インパクト投資に関する調査研究」報告書

投資領域では、2024 年度で投資残高の 60%を気候変動の緩和関連が占めた。

＜表3 国内インパクト投資の領域割合の推移＞
インパクト投資の領域別割合（日本）

- 日本のインパクト投資は領域別で見ると60%を気候変動の緩和関連が占めている



出典：GPIF「インパクト投資に関する調査研究」報告書

一方、報告書は、インパクト投資で金融的リターンを得ながら測定可能な社会的・環境的インパクトを生み出すための要点を提示。具体的には、インパクト目標に至る経路を示す「セオリー・オブ・チェンジ」の策定や指標と目標の設定、投資先のモニタリング、結果の報告、過去のデータやそれによる学びの次の投資への活用などを挙げる。資金を特定分野に配分するだけでなく、投資が実社会の変化にどのようにつながったかを継続的に管理することが重要としている。

また、報告書は、世界の主要な年金基金10機関について、開示内容の精査や投資責任者などにインタビューした結果を掲載。それによると、半数がインパクト投資を銘打って推進していた。そのうち1機関は気候（CO₂削減）や社会（社会的弱者向けの住宅増加など）などの数値目標を設定済。他の1機関も設定予定だった。ほかには、インパクトの創出に向けた戦略を「セオリーオブチェンジ」で表現した英国グレーター・マンチェスター州職員退職年金基金（GMPF）の例を紹介。同基金は、自身の投資活動が、「雇用や住居、健康、インフラの改善を通じた地域住民の生活向上」や「地域住民間の不平等の軽減」などの地域社会へのインパクトにつながる経路を、アウトプットやアウトカムの階層で体系化している。

ほかには、受託者責任の観点から、インパクト投資であることを理由にリスク・リターンで妥協しないとの意見がおおむね共有されていると総括した。一方で、インパクトファンドの投資リターンに関する実証研究は少なく、「一般的な投資に比べてリターンが下回る」と「市場と比べて遜色がないとする」の双方の主張が存在すると付け加えた。

この報告書を通じて、日本国内のインパクト投資が量的な拡大を遂げている一方で、欧州などの大手機関投資家では、投資による貢献と成果をどのように説明し、再現可能な投資プロセスとして確立するかを志向する姿が伺える。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、サステナビリティ関連のコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研㈱

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本・TNFD支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援
- ◆ サステナビリティ開示（有価証券報告書、統合報告書など）の作成支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2026

MS&AD インターリスク総研は、2024 年 4 月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&AD-インターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

